

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、多様で有為な人材確保、年齢層に応じた人材育成と適切な人材活用等による組織力の向上、時間外勤務の上限をふまえた適正な労務管理、柔軟かつ多様な働き方の推進等に言及しましたが、これらは全ての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、本年4月の職員の給与と民間従業員の給与との比較により、月例給、特別給ともに2年連続で引上げとなる勧告を行いました。特に給料表は人材確保の観点から若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引き上げる改定となっています。

本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、コロナ禍を経て、仕事の進め方や働き方が大きく変化してきています。職員におかれては日々職務に尽力されているところですが、引き続き、状況の変化に柔軟に対応しながら、使命感と高い倫理観を持ち、時代の変化とともに複雑化、多様化する課題にも果敢に取り組まれることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

県民の皆様におかれては、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保するための勧告制度や人事委員会の役割について、深いご理解をいただきたいと思います。

令和5年10月13日

三重県人事委員会委員長 中村 佳子